

1 学校の方針

本校は、教育目標「心豊かにたくましく生きる」をもとに、「人にやさしい子」「最後までがんばりぬく子」「目標に向かって、自ら学ぶ子」の育成をめざして、地域のひと・もの・ことを活用し、保護者や地域、保幼小中と協力・連携しながら特色ある教育活動を進めている。

本校のめざす教育活動を達成するためには、学校教育の根幹である豊かな授業の創造に取り組むとともに、いじめをしない、いじめを許さない人間関係づくりを進め、児童が安心・安全に活動することができる学校づくりを推進することが何よりも大切である。

そのために、兵庫県及び姫路市が策定した「いじめ防止基本方針」に基づいた指導体制を整備し、いじめが起こらない穏やかで落ち着いた学校風土を醸成するとともに、いじめの早期発見に努め、迅速かつ組織的に解決に向けた対応を図るため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 基本的な考え方

いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。ゆえに、いじめ問題への対応は学校における最重要課題に位置付け、一人の教職員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、関係機関や地域の力も積極的に活用することが必要である。

以上のような考え方のもと、いじめは、どの児童にもどの学級にも起こりうるという認識を踏まえ、すべての教職員が、いじめの未然防止の観点を持つことが重要であり、すべての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できるように促し、いじめを生まない土壌づくりに取り組むことが重要である。その際、いじめには多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「身心の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

このため、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは決して許されない」との理解を促し、豊かな情操や道徳心、互いに認め合い尊重し合う態度などを育てるとともに、日々の生活でのストレスに適切に対処する力を育てることも必要である。

また、定期的な調査や日頃の相談体制など、いじめの早期発見のための環境整備、いじめが認知された場合の組織的な体制整備も必要かつ十分に構築することが重要である。

本校では、以上のような考え方のもと、「心豊かにたくましく生きる」を目指して、以下の指導体制のもと、包括的に推進する。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 日常の指導体制

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織及び連携する関係機関を別に定める。

いじめは教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙 2 : チェックリスト

(2) 未然防止及び早期発見のための指導計画

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通していじめ防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめ防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙 3 : 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合やいじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの実態確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた組織的対応を別に定める。

別紙 4 : 組織的対応

4 重大事態

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「児童生徒が自殺を企画した場合」「金品等に重大な被害を被った場合」「身体に重大な傷害を負った場合」「精神性の疾患を発症した場合」で、いじめを受ける児童の状況で判断する。また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、校長が判断し、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって組織で調査し、事態の解決に当たる。なお、事案によっては、市教育委員会は設置する重大事態調査のための組織に協力する。

(3) 調査を行うための組織

ア 学校が主体となる場合

各学校が設置しているいじめ対応チーム等の校内組織を母体とし、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加え、「学校いじめ防止基本方針」に従って調査を行う。教育委員会には「学校サポート・スクラムチーム」内の「いじめ問題等支援チーム」を派遣し、適切な指導、助言、支援を行う。

イ 教育委員会が主体となる場合

「姫路市いじめ問題調査委員会」が教育委員会の諮問に基づき調査を行う。調査を行う委員は、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を得て、当該調査の公平性、中立性を確保する。

(4) 調査の実施

当該重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような様態であったか、学校がどのように対応したかという事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、学校及び教育委員会は、事実にしかりと向き合う姿勢が重要である。

ア いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

丁寧な聴き取り調査及び質問紙調査を行う。この際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先した調査実施が必要である。

イ いじめを受けた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡などにより、聴き取りが不可能な場合は、該当児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に今後の調査について協議し、調査を実施することが必要である。

ウ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合

「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にしながら、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、背景調査を実施する。

(5) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供

教育委員会または学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について姫路市個人情報保護条例を踏まえた上で、適時・適切な方法で経過報告に努める。

(6) 調査結果の報告

教育委員会または学校は、調査結果について市長に報告する。その際、いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合は、当該児童生徒またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

5 いじめの解消

単に謝罪をもって安易に解消とせず、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを確認する。

ア 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が、少なくとも3か月は継続していること。

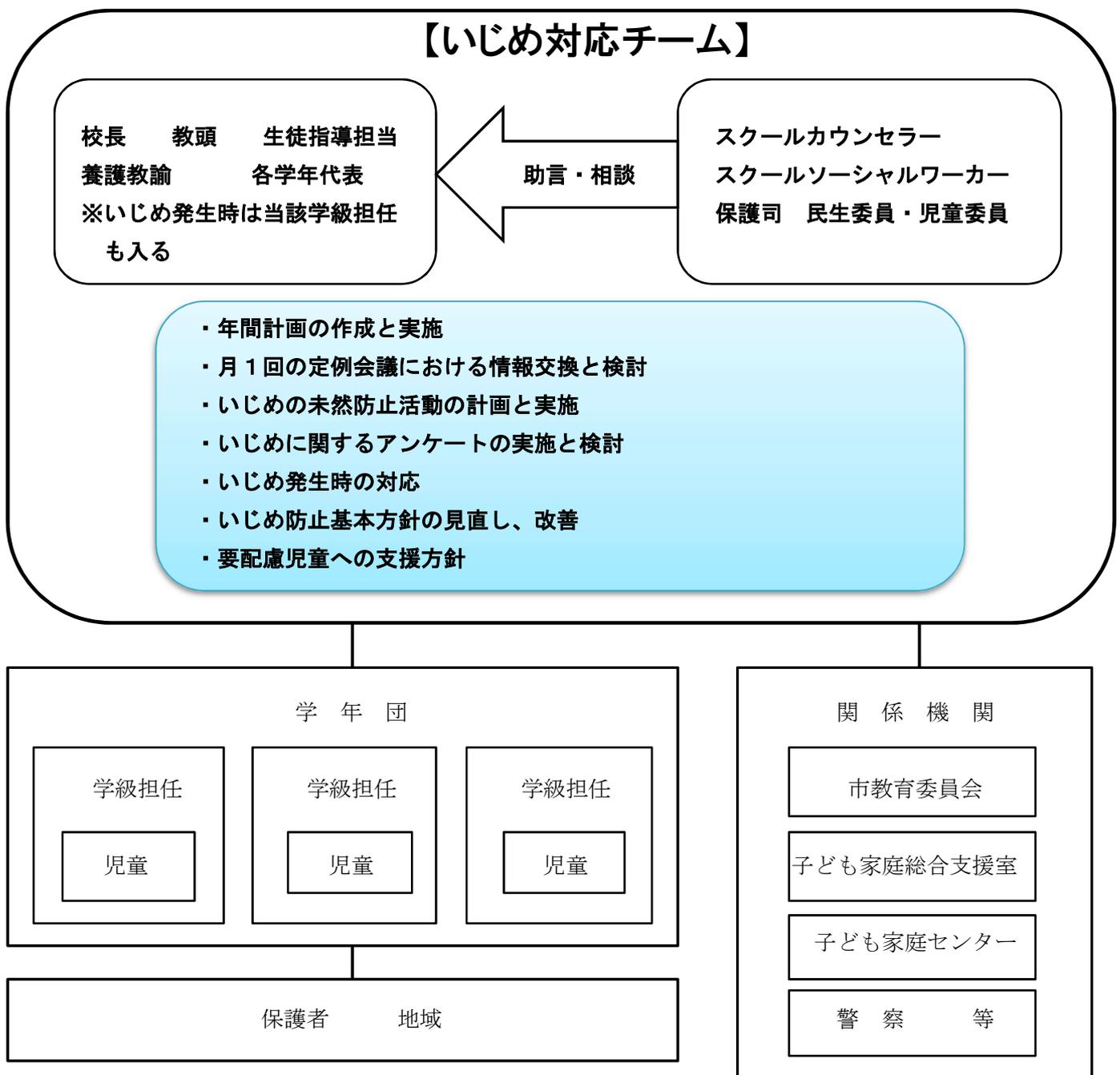
イ いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により身心の苦痛を感じていないことが、本人及びその保護者への面談により確認されていること。

6 その他の事項

誰からも信頼される学校をめざしている本校は、これまでも情報発信に努めてきた。いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページ等で公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、あらゆる機会を利用して保護者や地域への情報発信に努める。また、いじめ防止等に実効性の高い取組を実施するため、本方針が、実状に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。本方針の見直しに際し、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童の意見を取り入れるなど、いじめ防止についての児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、学校評価の評価項目に位置づけ、評価項目を踏まえてその改善に取り組む。

校内指導体制及び関係機関

- 1 いじめのない学校とは、本校が目指す学校像として掲げ、取り組んでいる「大好きな学校」である。
 - ・子供がいきいき活躍する学校
 - ・保護者、地域から信頼される学校
 - ・教師にとって働きがいのある学校
- 2 いじめ問題への組織的な取組を推進していくため、「いじめ対応チーム」を設置し、総合的ないじめ対策を推進する。
- 3 「いじめ対応チーム」は、いじめの未然防止という観点から日常的な取組を組織的計画的に進める。また、いじめが認知されたときは、関係機関との連携のもと、迅速かつ適切に対応し、解決を図る。



〈教室〉

- 1 朝、靴箱の靴が乱雑である。また、靴箱に靴が見当たらない。
- 2 掲示物が破れている。黒板や机に落書きがある。
- 3 教室や廊下にごみが多く落ちている。
- 4 机が乱れている。特定の児童の机が離れていたたり、中の持ち物が外に出たりしている。

〈集団〉

- 5 グループ分けをすると特定の児童だけが残っている。
- 6 班活動をすると、特定の児童だけ活動を制限されたり、阻害されたりしている。
- 7 些細なことで特定の児童を冷やかしたりする風潮がある。
- 8 特定の児童に気を使っている雰囲気がある。
- 9 クラスやグループの中で、周囲の者の顔色をうかがっている児童がいる。
- 10 授業中に、特定の児童に冗談めいた声をかけたり、物を投げたりしている。

〈いじめられている児童〉

- 11 休み時間一人でいることが多く、ささいなことに敏感に反応する。
- 12 遅刻や欠席、早退が増えてきている。
- 13 体調不良を訴えて、保健室に行きたがる。
- 14 他の児童からの悪口や攻撃に対して、何もしないで愛想笑いをしている。
- 15 人と話すとき視線を合わせようせず、ふだんから目立たないようにしている。
- 16 いじめアンケートの記述欄に多くの記述をする。
- 17 いじめアンケートを提出しない。
- 18 教職員の近くに寄ってきたり、話しかけたりしようとして離れない。
- 19 持ち物や机に落書きなどのいたづらをされる。また、壊されたり、隠されたりする。
- 20 靴を違う靴箱に入れられたり、隠されたりする。
- 21 給食のおかずを取られたり、無理やり入れられたりする。
- 22 発言すると冷やかされたり、からかわれたりする。
- 23 一人だけで掃除をしていたり、ごみ捨てなどいつも特定の仕事をさせられたりしている。
- 24 服が不自然に汚れていたり、ボタンが取れていたり、破れていたりする。
- 25 身体に傷やあざがある。
- 26 学校にお金をもってくる。
- 27 けがをすることが多く、その状況と本人の言う理由が一致しない。

〈いじている児童〉

- 28 教職員によって言動や態度を変える。
- 29 教職員の指導に大声を出して反抗したり、指導を受けずに帰ったりする。
- 30 グループで行動し、他の児童を威嚇したり、指示をしたりする。
- 31 特定の児童だけに強い仲間意識を持っている。
- 32 躊躇なく人の物を使ったり、取り上げたりする。
- 33 活発に活動するが、他の児童に乱雑な言葉を使う。

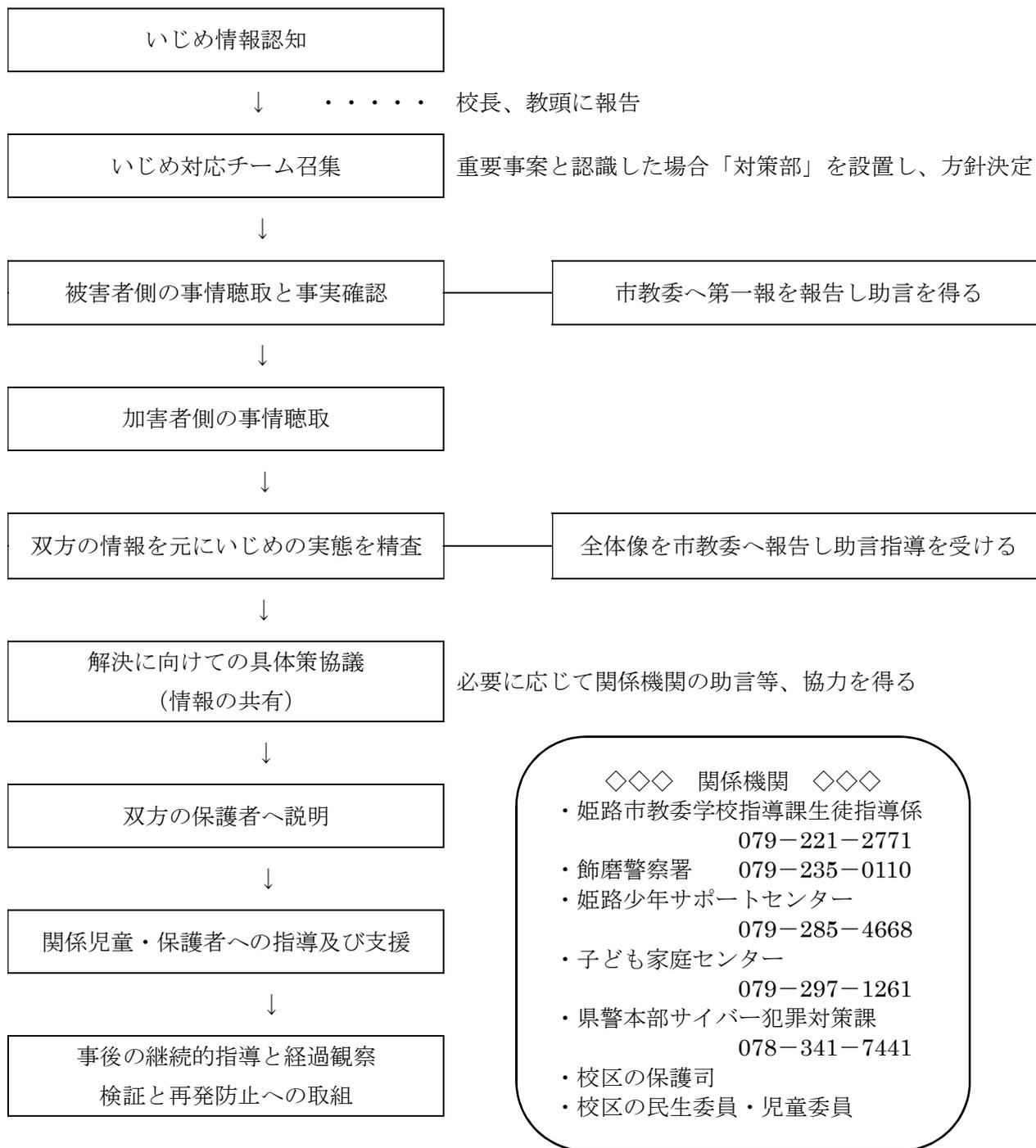
年間指導計画 別紙3

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・年間計画立案 ・生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員との情報交換 生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中合同カウンセリングマインド研修 ・特別支援教育研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの有無の確認と対応協議 ・要支援児童及び欠席しがちな児童への対応協議
未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・立腰による穏やかな学校づくり ・1年生を迎える会 ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・立腰による穏やかな学校づくり ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・委員会活動 ・「お互いをもっとよく知ろう」(JKYBプログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・立腰による穏やかな学校づくり ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・立腰による穏やかな学校づくり ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の人権作文等の課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・立腰による穏やかな学校づくり ・読み聞かせ ・スクールカウンセラーによる教育相談日設定 ・クラブ活動
早期発見に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季休業中の教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導委員会
未然防止に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「賞賛（秘密の友だち）」(JKYBプログラム) ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 ・個性を前向きに捉えよう (JKYBプログラム) ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・百人一首大会 ・クラブ活動 ・「よりよい意思決定をしよう」(JKYBプログラム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動 ・クラブ活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会活動
早期発見に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定と周知 ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定 ・いじめに関するアンケート調査 ・アンケートに基づく個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーによる教育相談日の設定及び周知

別紙4

組織的対応



<留意点>

- 1 いじめ事案には、双方に認識のずれや主張の違いがあることが多く、一概に加害・被害を決めることができない場合が多い。事情聴取にあたっては、先入観や憶測を排し、十分に言葉を選んで問いかけるなど慎重に行い、必ず事実の詳細を時系列に記録する。また、いじめ対応チームや関係機関との情報の共有を徹底する。
- 2 加害・被害にかかわらず、児童一人一人の人権は等しく尊重されるべきものであるという観点に立ち、守秘義務を徹底することは勿論のこと、情報を出す際は、市教委等関係機関と密接に連携し、慎重かつ適切に対応する。
- 3 マスコミへの対応が必要になった場合は、管理職が誠意をもって対応し、情報の提供機会や提供場所を一本化するなど、公正、公平に対応する。